

大田区の公益通報取扱状況の公表について

大田区職員等公益通報要綱第9条及び公益通報保護法に係る外部の労働者からの通報処理要綱第6条に基づき、平成25年度から令和4年度までの公益通報の運営状況等を、次のとおり公表します。

1 大田区職員等からの公益通報の件数(過去10年間)

年度	受付	受理	調査	是正等措置
平成25年度	0件	0件	0件	0件
平成26年度	0件	0件	0件	0件
平成27年度	0件	0件	0件	0件
平成28年度	0件	0件	0件	0件
平成29年度	0件	0件	0件	0件
平成30年度	0件	0件	0件	0件
令和元年度	0件	0件	0件	0件
令和2年度	0件	0件	0件	0件
令和3年度	0件	0件	0件	0件
令和4年度 ※	1件	1件	1件	1件

2 公益通報者保護法に係る外部の労働者からの通報の件数(過去10年間)

年度	受付	受理	調査	是正等措置
平成25年度	0件	0件	0件	0件
平成26年度	0件	0件	0件	0件
平成27年度	0件	0件	0件	0件
平成28年度	0件	0件	0件	0件
平成29年度	0件	0件	0件	0件
平成30年度	0件	0件	0件	0件
令和元年度	0件	0件	0件	0件
令和2年度	0件	0件	0件	0件
令和3年度	0件	0件	0件	0件
令和4年度 *	2件	0件	0件	0件

通報の主な内容

1 大田区職員等からの公益通報

【受理】(令和4年度※)

通報内容	備品管理(登録・抹消)の一部について、会計年度に基づき適正に実施されていない。
該当法令等	大田区物品管理規則
調査結果	大田区物品管理規則第4条(年度区分)の規定に抵触する。
大田区の対応	所属長に対して、大田区物品管理規則に基づく、適正な事務処理を遂行するよう改善及び再発防止を指示した。

2 公益通報者保護法に係る外部の労働者からの通報

【不受理】(令和4年度*)

理由	2件いずれも通報内容について、大田区が処分若しくは勧告等をする権限を有しないため。
----	---